大阪府食の安全安心顕彰制度実施要綱

平成２５年１月２２日制定

（目的）

第１条　この要綱は、大阪府食の安全安心推進条例（平成１９年大阪府条例第７号、以下「条例」という。）第１８条に基づき、府、事業者及び府民の相互理解と協力の下、食の安全安心の確保に関し特に優れた取組をした者を広く顕彰すること（以下「顕彰制度」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、事業者とは、条例第２条第５項で規定する食品関連事業者をいう。

２　この要綱において、事業者あり方検討部会（以下「部会」という。）とは、大阪府食の安全安心推進協議会（以下「協議会」という。）規則第７条（平成１９年大阪府規則第３０号）に規定された、この要綱に基づく顕彰の対象者を審査・選考する部会をいう。

（顕彰制度における役割）

第３条　府は、顕彰制度の適正な運用及び普及に努めるものとする。

２　顕彰の候補者及び顕彰の候補者を推薦する者は、取組等に関して虚偽の申告をすることなく顕彰制度の信頼性の確保に努めるものとする。

３　部会は、公正な審査を行い、顕彰制度の信頼性の確保に努めるものとする。

４　顕彰を受けた者は、他の事業者、消費者の模範となるよう、さらなる食の安全安心への推進に努めるものとする。

（顕彰の実施）

第４条　大阪府知事（以下「知事」という。）は、原則として毎年１回、顕彰する。

（顕彰の種類）

第５条　知事は、別に定める大阪府食の安全安心顕彰制度実施要領（以下「要領」という。）により、顕彰の種類ごとに顕彰するものとする。

（顕彰の対象）

第６条　顕彰の対象は、別表に定める食の安全安心の確保に関する取組で、特に優れた取組を２年以上継続して行っている個人及び団体とする。

２　特に優れた取組とは、以下に定める項目のうち、三つ以上を満たしたものとする。

一　恩恵が広域で多数の府民にわたるもの（広域性）

二　時代に合っているもの（適合性）

三　規模や頻度等について、十分に実施しているもの（活発性）

四　将来に渡り有用性が高いもの（将来性）

五　他にはない独創性があるもの（独創性）

六　創意工夫により、既存の手法等の効果を向上させ、または負担を軽減させたもの（実用性）

七　消費者や事業者、行政と連携・協働したもの（協働性）

八　他と比べて特に優れたもの（総合性）

（推薦）

第７条　前条の規定に該当すると思われる候補者の推薦は、別に定める要領により大阪府食の安全安心推進協議会委員、大阪府食の安全安心推進委員会委員、府保健所、府内市町村及び大阪版食の安全安心認証機関が行う。

（審査・選考）

第８条　第６条第２項各号について、別に定める要領に規定された方法により部会委員が審査を行い、受賞者を選考するものとする。

２　部会長は、必要に応じて部会委員以外の者を部会に出席させ、意見を聞くことができる。

３　協議会規則第７条第５号の規定により、顕彰制度の審査・選考は、部会の決議をもって協議会の決議とする。

（表彰状の授与）

第９条　賞の受賞者には、表彰状を授与する。

（欠格事由、適用の除外）

第１０条　次の各号に掲げる者については、顕彰しない。

　一　刑に処せられた者（刑の言い渡しが失効した者を除く）

　二　破産者で復権を得ない者

２　次の各号に該当する者は、審査及び選考から除くものとする。

　一　顕彰を辞退した者

　二　部会及び知事がふさわしくないと判断した者

（顕彰の取消し）

第１１条　知事は、顕彰後に前条に規定する項目に該当することが明らかになった場合、顕彰後であってもこれを取消すことができる。

（事務局の設置）

第１２条　顕彰制度の実施における事務を行うための事務局を大阪府健康医療部生活衛生室食の安全推進課に置く。

（その他）

第１３条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

　　附則

　　この要綱は、平成２５年１月２２日から施行する。

附則

　　この要綱は、平成２５年３月１３日から施行する。

附則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年９月８日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年１月２９日から施行する。

別表（第６条関係）

第６条に規定する食の安全安心の確保に関する取組とは、食品等の生産から消費に至るすべての段階のうち、以下のものをいう。

|  |  |
| --- | --- |
| 食の安全安心の確保に関する取組 | ・食品等の安全性の確保に関すること（自主的な検査や衛生管理、表示の適正化の推進、その他）・食品等に対する消費者の信頼性の確保に関すること（情報の収集や提供、知識の普及啓発、その他） |